

平成二十一年三月十三日受領
答弁第一九〇号

内閣衆質一七一第一九〇号

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る外務省の対応等についての同省の説明等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る外務省の対応等について
の同省の説明等に関する質問に対する答弁書

一及び六について

政府部内の連絡体制や検討内容等の一々について明らかにすることは、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるため、差し控えたものである。

二について

先の答弁書（平成二十一年一月九日内閣衆質一七〇第三六九号）一及び十二についてでお答えしたとおりである。

三及び五について

先の答弁書（平成二十一年三月三日内閣衆質一七一第一四三号）一から三まで及び五についてでお答えしたとおりである。

四について

お尋ねについては、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり、お答えを差し控えたい。
七について

御指摘のイラスト等の掲載は、竹島に関する不適切な表記等に当たるものと考えているが、先の質問主意書（平成二十一年二月二十日提出質問第一四三号）七でお尋ねの「直近の事例三件」には該当しないためである。